

令和2年第2回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和2年(2020年)8月20日(木)午後2時～
場 所 中央市民会館5階 第2・3会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- (1) 第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画・第3期越谷市特定健康診査等
実施計画に基づく令和元年度実施事業の実績報告について・・・資料1
- (2) 国民健康保険税課税限度額の引き上げについて(案)・・・資料2

4. 報 告 事 項

- (1) 令和元年度越谷市国民健康保険特別会計決算について・・・資料3
- (2) 令和2年度越谷市国民健康保険特別会計補正予算について・・・資料4
- (3) 国民健康保険関連条例の改正について・・・資料5
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する
国保税減免について・・・資料6

5. そ の 他

6. 閉 会

第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画・第3期越谷市特定健康診査等実施計画に基づく令和元年度実施事業の実績報告について

1. 特定健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条に基づき、平成20年度から年度年齢40歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病を早期発見するための特定健康診査を実施しています。

《表1》特定健診の基本的な検査項目

問診	服薬歴及び喫煙習慣など	脂質	中性脂肪
計測	身長・体重・腹囲・BMI		HDLコレステロール
血圧	拡張期血圧	血糖	LDLコレステロール
	収縮期血圧		ヘモグロビンA1c 又は空腹時血糖
肝機能	AST (GOT)	尿検査	尿糖
	ALT (GPT)		尿蛋白
	γ-GT (ガンマGTP)		

※上記のほか、前年度の結果と医師の判断により、心電図検査、眼底検査を実施。また、越谷市独自の追加項目として、貧血検査、血清尿酸検査、尿潜血検査を全員に実施。

《表2》特定健康診査の実績

年度	対象者数 a	受診者数 b	受診率 b/a	埼玉縣市町村 平均受診率
H27年度	59,004人	22,870人	38.8%	38.6%
H28年度	55,640人	22,337人	40.1%	38.9%
H29年度	52,821人	22,021人	41.7%	39.6%
H30年度	50,046人	20,746人	41.5%	40.3%
R1年度	48,302人	20,125人	41.7%	40.1%

※令和元年度は、令和2年7月末現在の法定報告基準の数字です。

2. 人間ドック検診料助成事業

人間ドックの検査に要した費用の一部を助成し、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的として、平成26年4月より人間ドック検診料助成事業を実施しています。

対象者は、人間ドック受診日の属する年度において年齢40歳以上で、年度1回、10,000円を上限に助成金を交付します。また、人間ドックの検査結果を特定健診の結果とすることにより、特定健診の受診率に換算できることから、特定健診の受診率向上につながります。

《表3》人間ドック助成実績

年度	助成人数	支給金額
H27年度	714人	7,140,000円
H28年度	827人	8,268,638円
H29年度	808人	8,078,064円
H30年度	834人	8,338,016円
R1年度	833人	8,324,470円

3. 埼玉県コバトン健康マイレージ事業

平成29年度から、県が県内市町村の共同事業として実施している「埼玉県コバトン健康マイレージ」に参加し、被保険者の健康づくりに向けた動機付けを行っている。

この事業は、歩数等によるポイントの付与を行い、貯まったポイントにより抽選で県内特産品等を提供するというもので、手軽で楽しく健康づくりに取り組むことが出来、健康無関心層に参加させ健康づくりを支援することを目的としております。

《表4》参加者の状況

年度	年度末の国保登録者数			負担金等	うち特定財源 (県調整交付金)
	男性	女性	計		
H29年度	175人	267人	442人	1,922,000円	1,922,000円
H30年度	283人	452人	735人	692,200円	692,000円
R1年度	389人	671人	1060人	2,500,000円	2,500,000円

4. 特定保健指導

特定健康診査の結果により特定保健指導の対象となった方が、生活習慣の改善プログラムを通して疾病を予防することにより、被保険者の健康増進や医療費の適正化を目指します。

《表5》特定保健指導の実績

(単位：人・%)

年度	動機付け支援			積極的支援			合計			埼玉県 市町村 平均 実施率
	対象者 a	実施者 b	実施率 b/a	対象者 c	実施者 d	実施率 d/c	対象者 e=a+c	実施者 f=b+d	実施率 f/e	
H27年度	2,212	563	25.5	767	90	11.7	2,979	653	21.9	16.7
H28年度	2,214	421	19.0	722	76	10.5	2,936	497	16.9	17.9
H29年度	2,257	325	14.4	753	86	11.4	3,010	411	13.7	17.6
H30年度	2,080	363	17.5	696	60	8.6	2,776	423	15.2	20.0
R1年度	2,072	71	3.4	712	24	3.4	2,784	95	3.4	11.3

※令和元年度は、令和2年7月末現在の法定報告基準の数字です(確定は11月)。

5. 生活習慣病重症化予防対策事業

平成28年度から埼玉県、埼玉県国民健康保険団体連合会、県内参加市町村との共同事業として実施しています。特定健康診査の結果から、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・受診中断者を医療に結びつける「受診勧奨」と糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化リスクが高い患者に対して行う「保健指導」があります。

保健指導については、人工透析への移行を防止することを目的としており、保健指導参加者は、現在のところ、人工透析に移行していません。

《表6》保健指導の実施状況

年度	対象者数	申込者数	参加率※1	終了者数	終了率※2
H28年度	789人	63人	8.0%	53人	84.1%
H29年度	892人	59人	6.6%	50人	84.7%
H30年度	753人	32人	4.2%	28人	87.5%
R1年度	801人	33人	4.1%	27人	81.8%

参加率※1：申込者数／対象者数 終了率※2：終了者数／申込者数

6. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書

政府では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及が患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであり、積極的に推進していくため、平成27年6月の閣議決定において、令和2年度中に数量シェアを80%以上にする、新たな目標が定められました。

越谷市においても、平成24年10月より、高血圧、脂質異常症、糖尿病に関する医薬品を、後発医薬品に切り替えた場合、一ヶ月の自己負担額が300円以上の差額が発生する被保険者を対象に、利用差額通知書にてご案内しています。

《表7》後発医薬品数量シェアの状況

年度・月		越谷市	埼玉県 平均
H27 年度	9 月	58.3%	56.6%
	3 月	62.3%	60.3%
H28 年度	9 月	71.5%	68.7%
	3 月	73.3%	70.7%
H29 年度	9 月	73.7%	71.4%
	3 月	76.5%	74.4%
H30 年度	9 月	78.2%	76.8%
	3 月	79.6%	78.8%
R1 年度	9 月	81.1%	79.8%
	3 月	82.6%	81.2%

《表8》利用差額通知発送件数

H27 年度	9 月	1,753 件
	3 月	1,648 件
H28 年度	9 月	1,462 件
	3 月	1,190 件
H29 年度	9 月	2,676 件
	3 月	1,746 件
H30 年度	9 月	1,537 件
	3 月	1,161 件
R1 年度	9 月	1,206 件
	3 月	913 件

★数量シェア 令和2年3月
82.6%(越谷市) 81.2%(県平均)

$$\text{※後発医薬品数量シェア(\%)} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品の数量} + \text{代替可能医薬品の数量}} \times 100$$

7. 重複頻回・服薬対策事業

同一疾病の診療で複数の医療機関に受診している者や、同一薬効の調剤の投与を重ねて受けている者に対し、本人及びその家族に対し適切な療養方法等の必要な指導を行うことにより、被保険者の健康保持と早期回復及び医療給付の適正化を図る。

《表9》事業対象者の抽出条件

区分	抽出条件
重 複	複数の医療機関で重複した受診が3ヶ月継続する者のうち、薬剤の重複を持つ者
頻回受診	同一疾病について、同一月内に同一診療科目を月15回以上受診した者
多剤投与	複数の医療機関からの同一薬効の処方(1ヶ月に60日分以上の処方)が3ヶ月継続する者

《表10》重複頻回・服薬対策事業の実績(令和元年度)

内容	実施人数
文書による通知指導	11 人
訪問指導	4 人
電話指導	1 人

8. 医療費通知

昭和 55 年の厚生省保険局国民健康保険指導管理官通知を端緒として、国民健康保険における医療費通知の実施が推進されており、国の示す都道府県医療費適正化計画においても、医療費適正化のための取組の一つとして、「医療費通知の充実」が例示されています。

越谷市においても、保険者負担分も含めた医療費の総額をお知らせすることによって、国民健康保険制度と健康管理に対する理解を深めていただくことにより、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、医療費通知をお送りしています。

《表 11》令和元年度の通知状況
(医科・歯科・調剤)

診療年月	通知時期	通知件数
平成 31 年 1 月・2 月	令和元年 5 月末	35,968 件
3 月・4 月	7 月末	36,298 件
令和元年 5 月・6 月	9 月末	35,505 件
7 月・8 月	11 月末	35,081 件
9 月・10 月	令和 2 年 1 月末	35,158 件
11 月・12 月	3 月末	35,053 件

《表 12》令和元年度の通知状況
(柔道整復)

請求年月	通知時期	通知件数
平成 31 年 3 月～令和元年 8 月	令和元年 10 月末	3,502 件
令和元年 9 月～令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月末	3,532 件

《表 13》医療費通知に記載する内容

受診年月
入院・通院等の別（入院・通院・歯科・薬局）
受診者名
入院・通院等の日数
医療費の額（総額）
自己負担額

令和元年度実施事業の実績・評価

※アウトプット、アウトカムの実績値にある記号については以下のとおり。
○：目標達成 ×：目標未達成 △：数値が確定していない項目

1. 健康管理意識の向上

	アウトプット(実施状況・実施量)			アウトカム(成果)			評価	課題
	目標値(R1年度)	実績値		目標値(R1年度)	実績値			
① 特定健康診査	特定健康診査受診率 45%以上	△	41.7% (令和2年7月末現在)	血圧有所見者の割合 47.4%以下	×	49.7%	○特定健診の受診率は11月の法定報告で確定するが、未達成の見込みである。 ○血圧有所見者の割合は0.7ポイントの減少、HbA1c有所見者については0.3ポイントの減少にとどまり、一定の改善は見られるものの未達成となった。	○特定健診の受診率は、伸びが鈍化しており、受診勧奨方法や事業の周知方法を見直す必要がある。 ○健診受診者に検査値の減少が認められることから、受診する事による生活習慣の見直しや医療機関への受診勧奨効果等、一定の効果があると考えられる。
				HbA1c有所見者の割合 47.4%以下	×	50.1%		
② 特定健康診査未受診者ハガキ勧奨	通知回数 2回	○	2回	受診勧奨対象者の受診割合 3%以上	○	6.4%	○3年連続未受診者を対象に実施し、目標を達成した。 ○男女別では女性が高く、年代別では年代が高くなるほど高い勧奨効果があるという結果であった。	○勧奨効果が低い男性や年代の低い層に対する勧奨方法を検討する必要がある。 ○対象者の抽出や効果的なメッセージの作成等内容の精査が必要である。
③ 特定健康診査未受診者電話勧奨	勧奨人数 800人	○	800人	勧奨対象者の受診割合 30%以上	○	30.9%	○40～60歳代の被保険者800人に対し実施し、受診割合目標である30%を達成した。 ○男女別では女性が高く、年代別では年代が高くなるほど高いという結果であった。	○電話勧奨の効果が低い男性や年代の低い層に対する勧奨方法を検討する必要がある。 ○実績を踏まえ、受診につながるような効果的な話し方などを精査していく必要がある。
④ 人間ドック検診料助成事業	人間ドック検診料助成人数 850人以上	×	833人	特定健康診査受診率への 換算率 1.56%以上	○	1.72%	○被保険者の減少に伴い、検診料助成人数は未達成であった。 ○特定健診受診率への換算率は目標を達成した。	○引き続き、人間ドック検診料助成の周知に努め、特定健診受診率の向上に寄与できるよう事業を進めていく。
⑤ 埼玉県コバトン健康マイレージ事業	前年度参加者数より 500人以上増加	○	1,173人	1ヶ月の平均歩数が1日8,000歩以上達成した人数(月ごとの延べ人数) 年間1,200人以上	○	5,353人	○参加者の増加数、1ヶ月の平均歩数が1日8,000歩以上達成した人数ともに大幅に達成した。	○引き続き、コバトン健康マイレージ事業の周知に努め、参加者の健康増進に寄与できるようにする。

2. メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少

	アウトプット(実施状況・実施量)			アウトカム(成果)			評価	課題
	目標値	実績値		目標値	実績値			
① 特定保健指導	特定保健指導実施率 40%以上 (法定報告)	△	3.4% (令和2年7月末現在)	BMIが減少した人の割合 66.1%	△	令和元年度は未集計	○特定保健指導の実施率は、11月に確定するが、目標値の達成は難しい見込みである。	○委託により事業を実施しているが、利用率が伸びていない。 ○委託事業者との利用率向上に向けた共通認識をはかり、改善策を講じる必要がある。

3. 生活習慣病重症化予防の強化

	アウトプット(実施状況・実施量)			アウトカム(成果)			評価	課題
	目標値	実績値		目標値	実績値			
① 生活習慣病重症化予防対策事業 (受診勧奨)	①通知回数 2回 ②電話回数 1回	○	①通知回数 2回 ②電話回数 1回	受診勧奨後の医療機関受診率 未受診者 83%以上 中断者 100%	×	未受診者 20.0% 中断者 28.1%	○実施については計画通り達成できているが、事業 成果としては大幅な未達成となっている。	○埼玉県の共同事業で行なっているため、事業の 内容について要望を出すなど、働きかけを検討 する必要がある。
② 生活習慣病重症化予防対策事業 (保健指導)	参加者数 60人以上	×	33人	事業参加者のHbA1c値の平 均改善率 0.2ポイント以上	×	0.1ポイント改善	○実施については目標値から大幅な未達成となり、 成果についても目標値には届かない結果となっ た。	○目標達成に向け、参加医療機関へ働きかけを行 なう等、事業周知を勧める検討が必要と考える。 ○成果については埼玉県に指導内容の改善等を 働きかける検討をする。

4. 医療費適正化対策の推進

	アウトプット(実施状況・実施量)			アウトカム(成果)			評価	課題
	目標値	実績値		目標値	実績値			
① ジェネリック医薬品普及促進事業	差額通知回数 2回	○	2回	数量シェア 80%以上	○	82. 6% (R2.3月審査分)	○令和2年度中に80%以上という国が掲げた目標について、令和元年度末で達成した。 ○差額通知の発送やジェネリック希望シールの配布などによる効果があったと思われる。	○今後も新たな対象者が見込まれることから、引き続き差額通知の発送等で被保険者に対し周知を行い、数量80%以上を維持していく必要がある。

国民健康保険税課税限度額の引き上げについて(案)

地方税法施行令が改正され（令和２年４月１日施行）、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと均等割軽減判定所得の基準の見直しが行われました。本市でも、課税限度額の引き上げについては、令和２年１２月定例会において、越谷市国民健康保険税条例を改正することを予定しております。

なお、埼玉県と県内市町村の共通の方針である「埼玉県国民健康保険運営方針」においても、課税限度額については、法定額（地方税法施行令）のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指すとしております。

また、均等割軽減判定所得の基準の見直しにつきましては、すでに令和２年４月臨時会の議決を経て、令和２年度の国民健康保険税から適用しております。（資料５参照）

〔越谷市国民健康保険税条例第２条・第１９条関係〕

１ 改正の内容

国民健康保険税の医療分に係る課税限度額を現行の６１万円から６３万円に、介護分に係る課税限度額を現行の１６万円から１７万円にそれぞれ引き上げ、合計で課税限度額を９６万円から９９万円に３万円引き上げるものです。

なお、後期高齢者の支援金分に係る課税限度額は現行の１９万円で据え置きです。

２ 内容の具体例等

・課税限度額の引き上げ

	現 行	改正後
医 療 分	６１万円	６３万円（２万円増額）
支援金等分	１９万円	１９万円（据え置き）
介 護 分	１６万円	１７万円（１万円増額）
合 計	９６万円	９９万円（３万円増額）

令和元年度 越谷市国民健康保険特別会計決算状況

資料3

(単位:円・%)

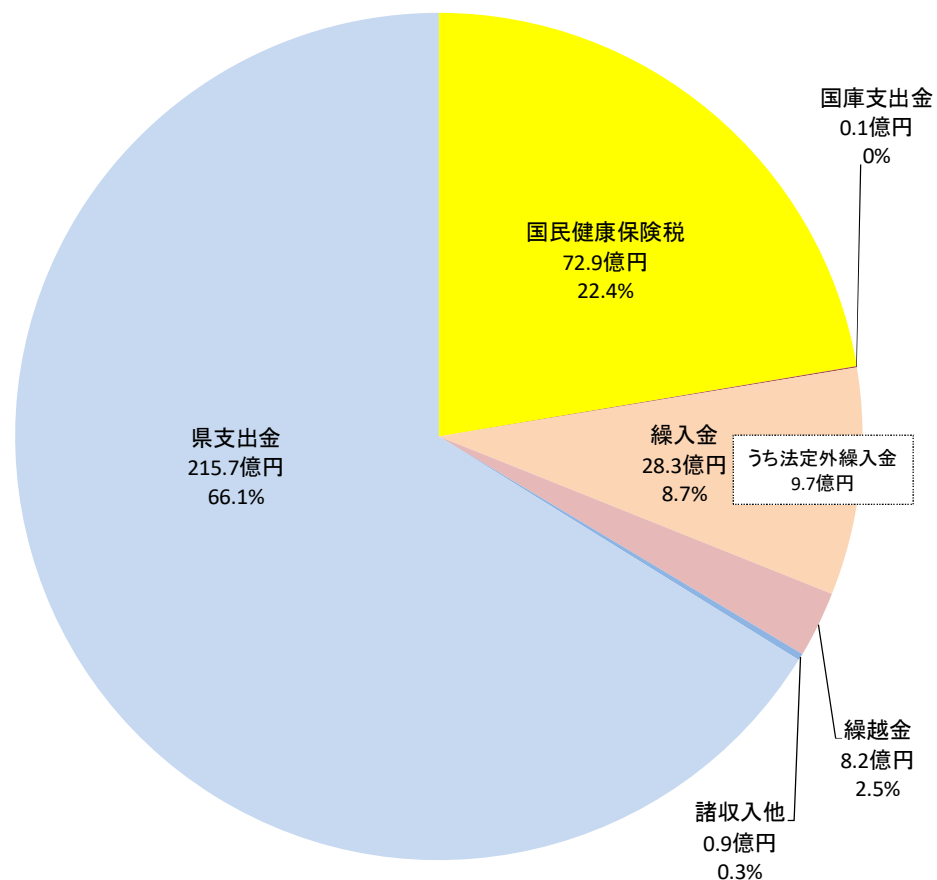
区 分	令和元年度		平成30年度		差 額	
	①	構成比	②	構成比	①-②	伸 率
歳 入 総 額	32,609,051,438	100.0	35,392,477,131	100.0	△ 2,783,425,693	△ 7.9
1 国民健康保険税	7,287,292,638	22.4	7,359,351,401	20.8	△ 72,058,763	△ 1.0
3 国庫支出金	13,213,000	0.0	272,000	0.0	12,941,000	4757.7
4 県支出金	21,565,717,319	66.1	21,938,386,233	62.0	△ 372,668,914	△ 1.7
5 財産収入	9,055	0.0	13,506	0.0	△ 4,451	△ 33.0
6 繰入金	2,830,296,742	8.7	3,262,118,188	9.2	△ 431,821,446	△ 13.2
※繰入金のうち、その他一般会計繰入金(再掲)	966,000,000	-	1,390,000,000	-	△ 424,000,000	-
7 繰越金	817,215,075	2.5	2,674,428,863	7.6	△ 1,857,213,788	△ 69.4
2,8諸収入他	95,307,609	0.3	157,906,940	0.4	△ 62,599,331	△ 39.6
歳 出 総 額	31,841,508,339	100.0	34,575,262,056	100.0	△ 2,733,753,717	△ 7.9
1 総務費	519,489,912	1.6	543,548,193	1.6	△ 24,058,281	△ 4.4
2 保険給付費 ※1	21,252,863,347	66.8	21,626,598,422	62.5	△ 373,735,075	△ 1.7
3 国民健康保険事業費納付金	9,230,454,745	29.0	9,566,891,085	27.7	△ 336,436,340	△ 3.5
4 共同事業拠出金	3,640	0.0	3,759	0.0	△ 119	△ 3.2
5 保健事業費	316,548,359	1.0	314,913,559	0.9	1,634,800	0.5
6 基金積立金	9,055	0.0	13,506	0.0	△ 4,451	△ 33.0
7,8,9諸支出金他	522,139,281	1.6	2,523,293,532	7.3	△ 2,001,154,251	△ 79.3
形式収支(次年度繰越金)	767,543,099		817,215,075		△ 49,671,976	
純 収 支 ※2	△ 585,671,976		△ 1,207,213,788		621,541,812	
基金保有額	10,038,521		10,029,466		9,055	

※1 出産育児一時金・葬祭費・審査支払手数料を含む

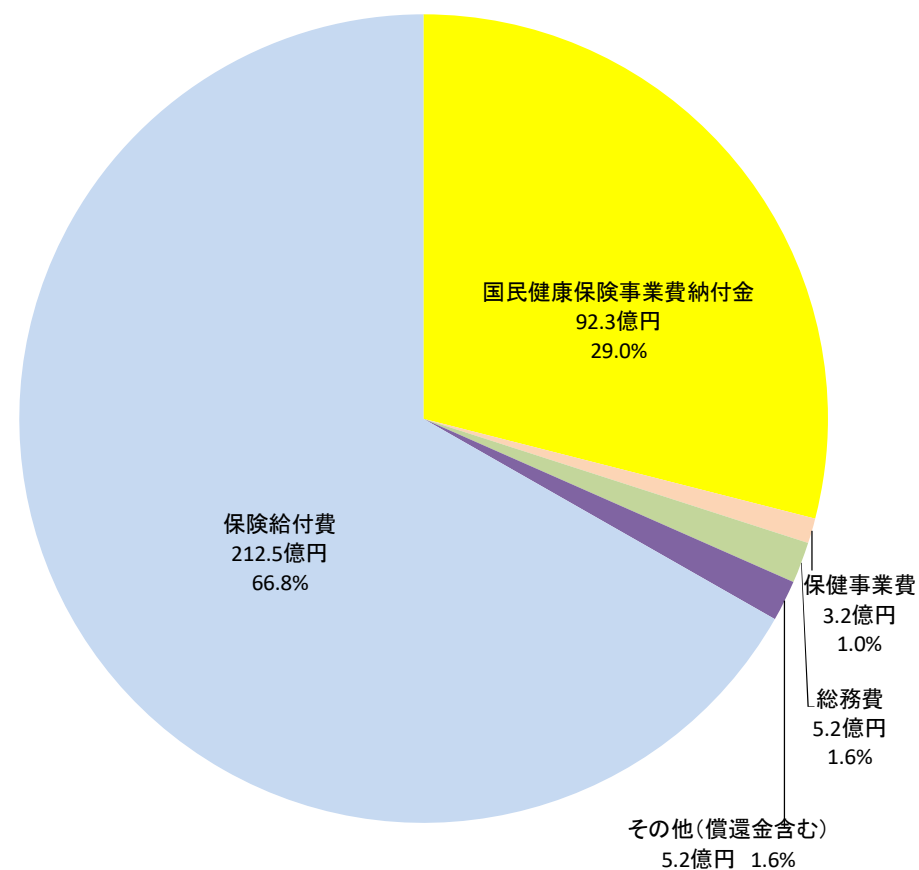
※2 純収支=(歳入総額-財産収入-一般会計法定外繰入金-基金等繰入金-前年度繰越金)-(歳出総額-一般会計繰出金-基金積立金)

令和元年度国民健康保険会計決算の概要

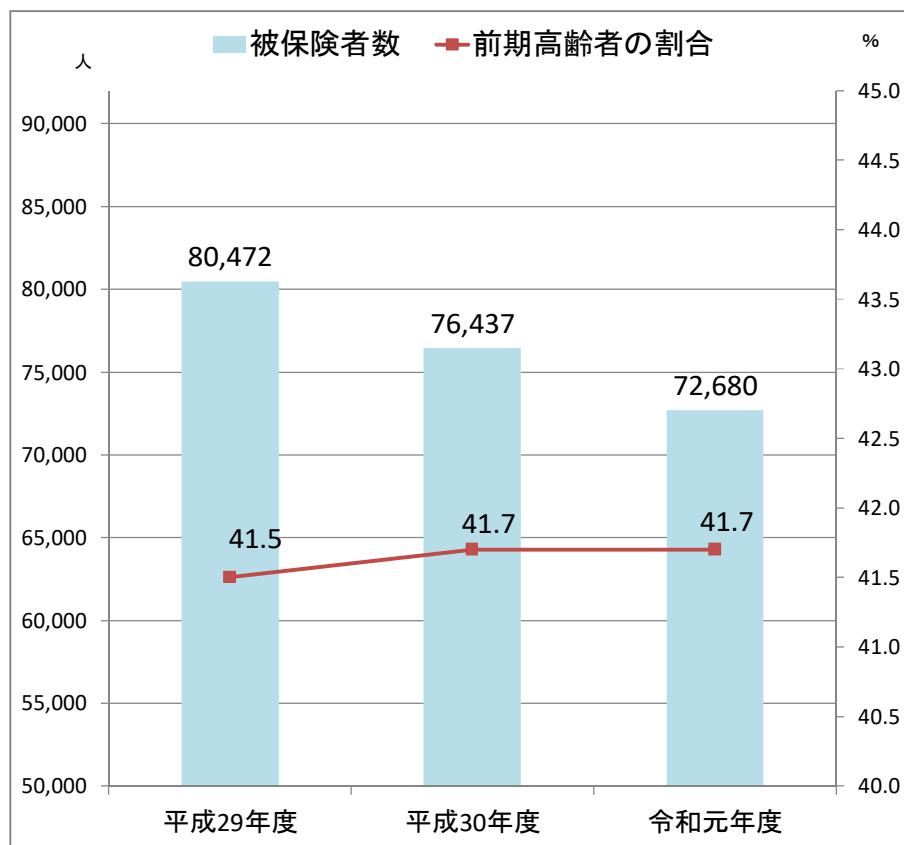
歳入総額 326.1億円



歳出総額 318.4億円



被保険者数の推移

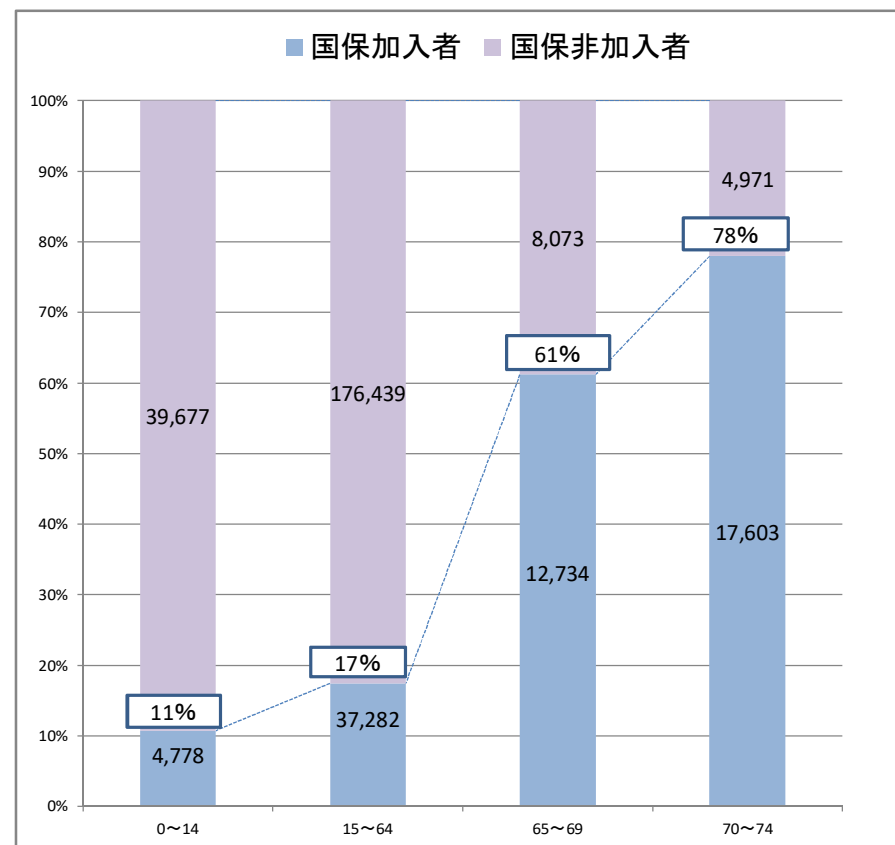


	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	50,159世帯	48,557世帯	47,086世帯
被保険者数	80,472人	76,437人	72,680人
うち前期高齢者数 (前期高齢者の割合)	33,414人 41.5%	31,886人 41.7%	30,279人 41.7%

※3月～2月までの1年間の平均を算出。

※前期高齢者・・・65歳以上75歳未満の被保険者

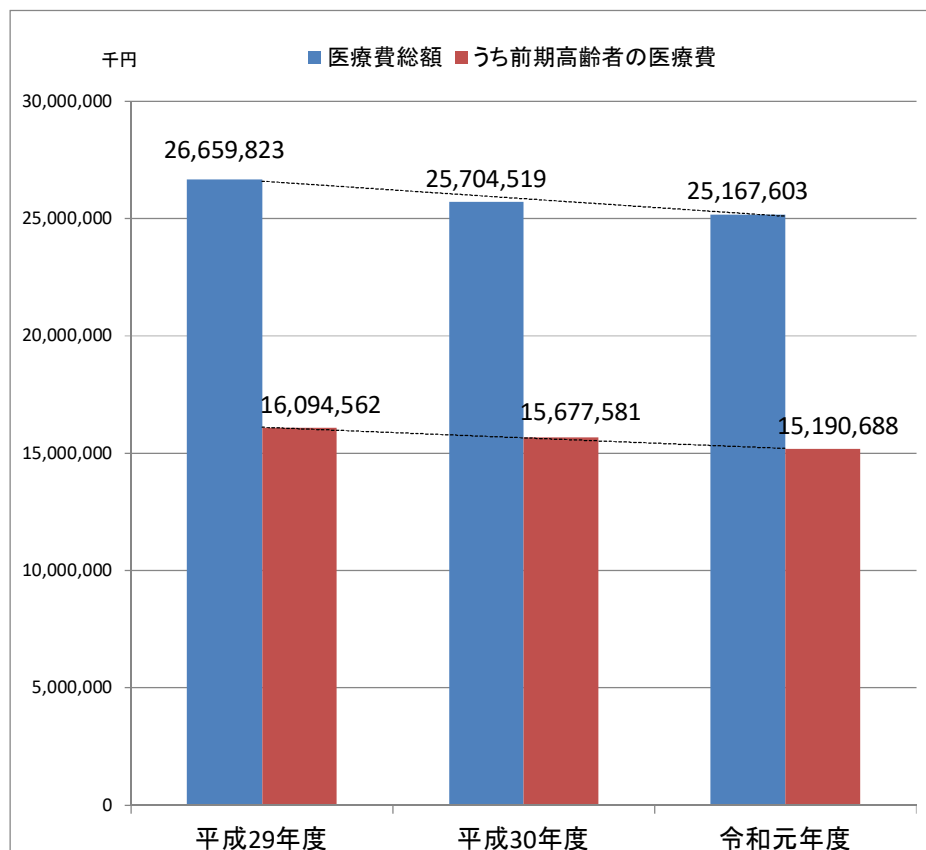
年齢階層別国保加入状況



年齢	越谷市人口	国保被保険者	国保加入割合
0～14歳	44,455人	4,778人	10.75%
15～64歳	213,721人	37,282人	17.44%
65～69歳	20,807人	12,734人	61.20%
70～74歳	22,574人	17,603人	77.98%

※令和元年9月末現在。

医療費の推移



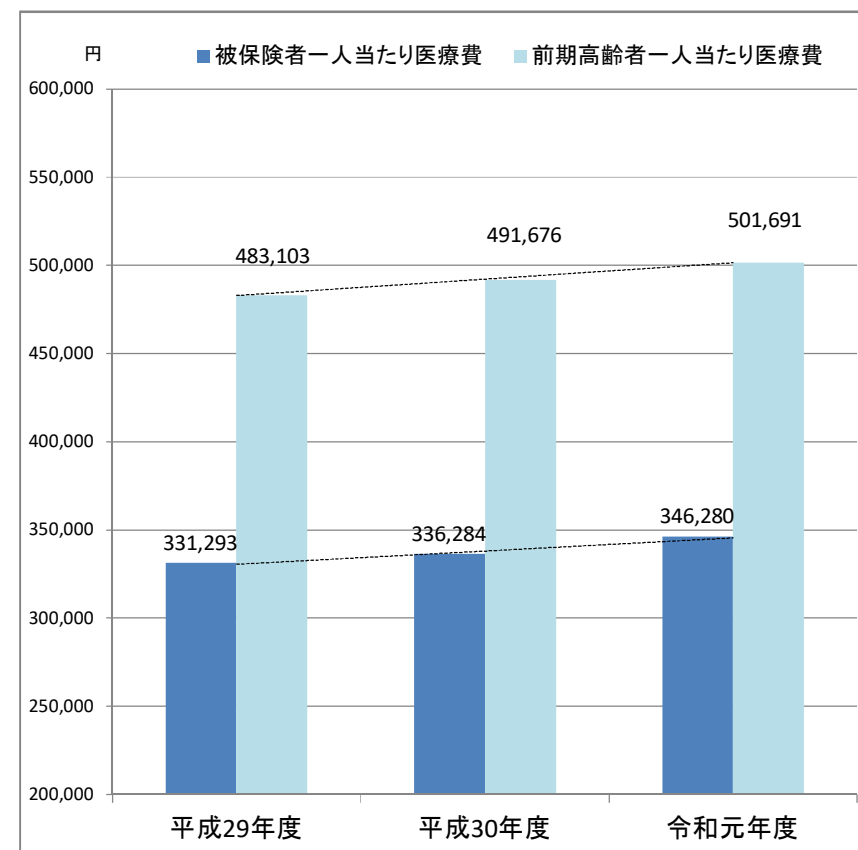
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療費総額	26,659,823千円	25,704,519千円	25,167,603千円
うち前期高齢者の医療費	16,094,562千円	15,677,581千円	15,190,688千円
前期高齢者の医療費の割合	60.37%	60.99%	60.36%

※年度平均は3月～2月ベースの1年間で平均を算出。

※医療費は10割分の額（一部負担金額と保険者負担額の合計）。

※前期高齢者は65歳以上の被保険者。

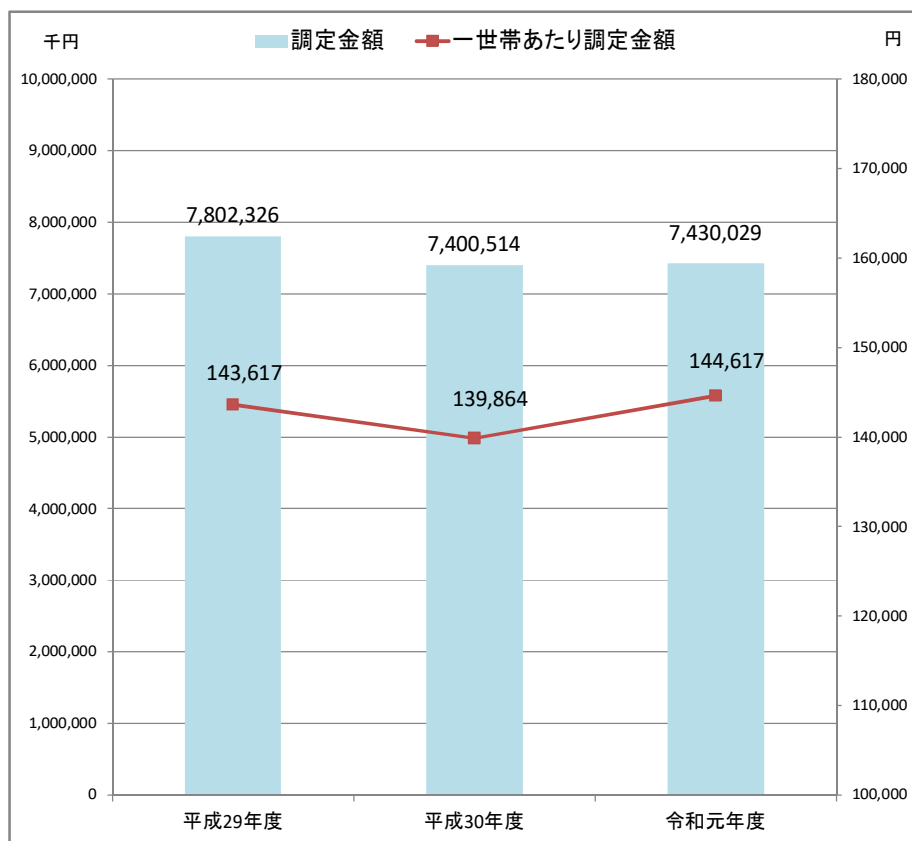
一人当たり医療費



	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被保険者一人当たり医療費	331,293円	336,284円	346,280円
前期高齢者一人当たり医療費	483,103円	491,676円	501,691円

○被保険者数の減少に伴い、令和元年度の全体の医療費は減少していますが、一人当たり医療費は前年より約1万円増加しています。

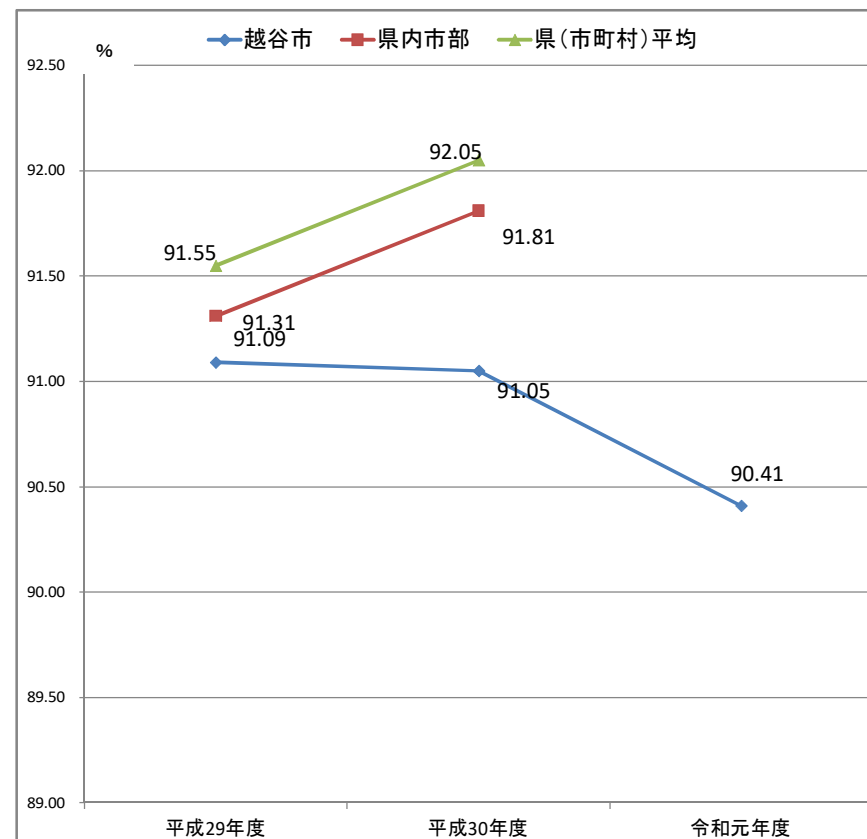
国保税調定総額(現年度分)の推移



	平成29年度	平成30年度	令和元年度
調定金額	7,802,326千円	7,400,514千円	7,430,029千円
一世帯あたり調定金額	143,617円	139,864円	144,617円

※世帯数は課税上の年間世帯数で算定。

国保税収納率(現年度分)の推移



	平成29年度	平成30年度	令和元年度
越谷市	91.09%	91.05%	90.41%
県内市部	91.31%	91.81%	—
県(市町村)平均	91.55%	92.05%	—

※数値は実収納率。

※実収納率=(収納額累計-還付未済額)÷(調定額累計-居所不明分)

令和2年度 越谷市国民健康保険特別会計補正予算について

資料4

(1) 令和2年度補正予算の概要

①令和2年度5月補正予算

- 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給することに伴い、歳出予算の補正を行った。
- 上記傷病手当金の財源については、国から全額交付されることから、歳入予算についても歳出と同額の補正を行った。

②令和2年度9月補正予算(案)

- 令和元年度の決算が整ったことに伴い、繰入金の精算及び繰越金の補正を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が前年度から30%以上減少する見込みの被保険者(生計維持者)に対する保険税減免を行うことに伴い、還付金の増額を行う。

①令和2年度5月補正予算

●国民健康保険特別会計

【歳入】

(単位: 千円)

項目	補正前の額	補正額	補正後予算額	補正理由
県支出金(保険給付費等交付金・特別交付金)	21,170,000	10,000	21,180,000	傷病手当金の支給額に対し、国が全額交付金で補填するため
歳 入 合 計	30,550,000	10,000	30,560,000	

【歳出】

(単位: 千円)

項目	補正前の額	補正額	補正後予算額	補正理由
保険給付費(傷病手当金)	21,098,070	10,000	21,108,070	新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため
歳 入 合 計	30,550,000	10,000	30,560,000	

②令和2年度9月補正予算(案)

●国民健康保険特別会計

【歳入】

(単位:千円)

項目	補正前の額	補正額	補正後予算額	補正理由
県支出金	21,180,000	20,000	21,200,000	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少する見込みの被保険者等に対し国保税減免を行った場合、その減免額に対する交付金
特別交付金	250,000	20,000	270,000	前年度の繰入金額が確定したことに伴う精算
繰入金	2,490,000	▲ 83,000	2,407,000	
職員給与費等繰入金	550,000	▲ 57,000	493,000	前年度の繰入金額が確定したことに伴う精算
出産育児一時金繰入金	93,000	▲ 26,000	67,000	前年度の繰入金額が確定したことに伴う精算
繰越金	52,000	715,543	767,543	令和元年度決算により生じた繰越金
歳入合計	30,560,000	652,543	31,212,543	

【歳出】

(単位:千円)

項目	補正前の額	補正額	補正後予算額	補正理由
諸支出金	38,000	377,000	415,000	
保険税過誤納還付金	37,000	37,000	74,000	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少する見込みの被保険者等に対し国保税減免を行うため(令和元年度分保険税の還付)
一般会計繰出金	0	340,000	340,000	前年度の決算見込に伴う精算
予備費	24,330	275,543	299,873	保険税収入の減などに対応するため
歳出合計	30,560,000	652,543	31,212,543	

越谷市国民健康保険税条例の改正について（4 月臨時会） （国民健康保険税の均等割軽減の拡充について）

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の均等割軽減について、越谷市国民健康保険税条例の改正を行いました。（令和 2 年 5 月 1 日から施行）

国民健康保険税については、世帯の所得が一定額以下の場合に「均等割額の 7 割・5 割・2 割」を軽減していますが、このうち 5 割軽減、2 割軽減について「軽減対象となる所得基準額」を変更し、令和 2 年度から均等割額の軽減対象者を拡大しました。

1 改正の内容

国民健康保険税均等割の 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者 1 人につき加算する金額を 2 8 万円から 2 8 万 5 千円とし、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者 1 人につき加算する金額を 5 1 万円から 5 2 万円とするものです。

【現行】

7 割軽減	世帯の所得 ≤ 3 3 万円
5 割軽減	世帯の所得 ≤ 基礎控除額 3 3 万円 + <u>2 8 万円</u> × （被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）
2 割軽減	世帯の所得 ≤ 基礎控除額 3 3 万円 + <u>5 1 万円</u> × （被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）



【改正後】

7 割軽減	世帯の所得 ≤ 3 3 万円
5 割軽減	世帯の所得 ≤ 基礎控除額 3 3 万円 + <u>2 8. 5 万円</u> × （被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）
2 割軽減	世帯の所得 ≤ 基礎控除額 3 3 万円 + <u>5 2 万円</u> × （被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）

2 軽減の推移（過去 5 年間）

年度	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
平成 2 8 年度	3 3 万円	2 6. 5 万円	4 8 万円
平成 2 9 年度	3 3 万円	2 7. 0 万円	4 9 万円
平成 3 0 年度	3 3 万円	2 7. 5 万円	5 0 万円
令和元年度	3 3 万円	2 8. 0 万円	5 1 万円
令和 2 年度	3 3 万円	2 8. 5 万円	5 2 万円

※世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者 1 人につき加算する金額

越谷市国民健康保険条例の改正について（5月1日専決） （新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）

1. 傷病手当金とは

お勤めをしている方（被用者）が、業務災害以外の病気やケガの療養のために会社を休まざるを得なくなり、その間の賃金を受け取ることができなかった場合に、その補償として、健康保険から手当金を支給するものです。

2. 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被用者が休みやすい環境を整備するため、市町村が傷病手当金の支給を行う場合は、国において、その全額を財政支援することとされました。

本市においても、感染拡大防止策を講じる必要があることから、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものです。

3. 改正の概要

(1) 支給対象

以下の要件をすべて満たす場合

- 越谷市国民健康保険に加入している者
- 直近3ヶ月以内に会社から賃金等の支払いを受けている者
- 新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、療養のために会社を休んだ期間が4日以上ある
- 会社を休んだ期間の賃金等の支払いを受けられない

(2) 支給対象となる日数

療養のために会社に行けなくなった日から起算して3日を経過した日以降の療養期間のうち、出勤を予定していた日数（最長1年6月まで）

(3) 1日あたりの支給額

直近3ヶ月間の1日当たり平均賃金の3分の2

(4) 施行日・適用期間

施行日：令和2年5月1日

適用期間：令和2年1月1日から令和2年9月30日（遡及適用）

4. 支給実績（令和2年7月9日現在）

2件、139,160円

越谷市国民健康保険税条例の改正について（6月定例会） （長期譲渡所得に係る課税の特例の創設）

1. 改正点

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設

2. 概 要

所有期間が5年を超える低未利用地等を一定の要件により売却した場合には、譲渡所得から100万円の特別控除し、低未利用地等の活用の促進を図ります。

3. 低未利用地とは

低未利用地とは、適正な管理が図られる土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比較して利用程度が低い「低利用地」の総称です。「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、空き店舗、耕作放棄地などで、「低利用地」の具体例としては、一時的に利用されている資材置き場や青空駐車場などが挙げられます。

低未利用地の管理が不十分であれば、不法投棄や防犯、防災面での不安が増大し、地域の生活環境に弊害が生じる恐れがあるため、低未利用地等の活用を促進し、地域の価値向上を支援するとともに、今後における更なる所有者不明土地の発生の予防を図るため、課税の特例が創設されたものです。

4. 施行日

令和3年1月1日（令和3年度以後の年度分から適用）

【参考】

■ 低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号） ※一部抜粋

（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）

第三十五条の三 個人が、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にある土地基本法第十三条第四項に規定する低未利用土地又は当該低未利用土地の上に在する権利で、その年の一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡を令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間にした場合には、長期譲渡所得の金額から百万円（長期譲渡所得の金額のうち低未利用土地等に係る部分の金額が百万円に満たない場合には控除した額）とする。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 被保険者に対する国保税減免について

1. 減免の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少額が前年の収入と比較して10分の3以上減少する見込みであるなど、減免の要件に該当する場合に、申請に基づき国民健康保険税の減免を行います。

2. 減免の対象

(1) 対象者

①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒保険税の全額を免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などが、前年の収入と比較して10分の3以上の減少が見込まれる世帯の方

⇒保険税の一部を減額（10分の2から全額）

(2) 対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）。

※令和元年度の9期から10期分、及び令和2年度の1期から10期分

3. 周知方法など

広報紙や市ホームページでお知らせするほか、6月中旬にお送りした令和2年度当初納税通知書に今回の減免についてのお知らせを同封し、被保険者に周知を図りました。さらに、別途直通電話を設定して減免に関するコールセンターを設置し、電話での問い合わせに対応しました。なお、多くの事務に対応するため、会計年度任用職員を採用し、申請や問い合わせ等にあたりました。

4. 国の財政支援

令和2年度の保険税減免分は、減免額の10分の6を国民健康保険災害臨時特例補助金で、10分の4を特別調整交付金として交付されます。また、令和元年度の保険税減免分は、10分の10が特別調整交付金として交付されます。

5. 減免の実績（令和2年7月31日現在）

申請件数： 528件